

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年12月9日

【会社名】 GVA TECH株式会社

【英訳名】 GVA TECH, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 俊

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

【電話番号】 03-6274-8260

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 板倉侑輝

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

【電話番号】 03-6274-8260

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 板倉侑輝

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	401,200,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	214,464,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	108,928,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年11月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集800,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2024年12月6日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し505,300株(引受人の買取引受による売出し335,100株・オーバーアロットメントによる売出し170,200株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

1 第三者割当等による株式等の発行の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	800,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 2024年11月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、仮条件決定日である2024年12月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 上記とは別に、2024年11月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式170,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	800,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 2024年11月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 上記とは別に、2024年11月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式170,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

2024年12月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2024年12月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	800,000	537,200,000	290,720,000
計(総発行株式)	800,000	537,200,000	290,720,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2024年11月21日開催の取締役会決議に基づき、2024年12月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(790円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は632,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

2024年12月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2024年12月6日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(501.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	800,000	401,200,000	235,520,000
計(総発行株式)	800,000	401,200,000	235,520,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2024年11月21日開催の取締役会決議に基づき、2024年12月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件(590円～690円)の平均価格(640円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は512,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自2024年12月18日(水) 至2024年12月23日(月)	未定 (注) 4 .	2024年12月25日(水)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2024年12月6日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2024年12月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2024年12月6日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2024年12月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2024年11月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2024年12月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、2024年12月26日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込み在先立ち、2024年12月10日から2024年12月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	501.50	未定 (注) 3 .	100	自2024年12月18日(水) 至2024年12月23日(月)	未定 (注) 4 .	2024年12月25日(水)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、590円以上690円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2024年12月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 . 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(501.50円)及び2024年12月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2024年11月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2024年12月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、2024年12月26日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込み在先立ち、2024年12月10日から2024年12月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(501.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	800,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2024年12月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	800,000	-

(注) 1. 引受株式数については2024年12月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2024年12月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	800,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2024年12月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	800,000	-

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2024年12月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
581,440,000	12,000,000	569,440,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(790円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
471,040,000	12,000,000	459,040,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(590円～690円)の平均価格(640円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額 569,440千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限123,701千円と合わせた、手取概算額合計上限693,141千円については、運転資金及び広告宣伝費に充当する予定であります。

運転資金

運転資金として人件費及び採用教育費に投資する予定です。中長期の事業成長を支える人的資本への重要な資金使途であり、継続的かつ積極的に投資していく方針で274,578千円（2025年12月期：133,940千円、2026年12月期：86,224千円、2027年12月期以降：54,414千円）の充当を予定しています。

広告宣伝費

顧客獲得に向けたリスティング広告、展示会への出展といった直接的なリード獲得施策に加え、当社事業やサービスの認知向上など、リーガルテック領域で第一想起となる企業になるような知名度を上げる施策を実施する方針です。これらによりオーガニックな売上の成長が期待でき、418,563千円（2025年12月期：232,721千円、2026年12月期：185,842千円）の充当を予定しています。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用しておく方針であります。

(訂正後)

上記の手取概算額 459,040千円については、「1 新規発行株式」の(注)2.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限100,213千円と合わせた、手取概算額合計上限559,253千円については、運転資金及び広告宣伝費に充当する予定であります。

運転資金

運転資金として人件費及び採用教育費に投資する予定です。中長期の事業成長を支える人的資本への重要な資金使途であり、継続的かつ積極的に投資していく方針で140,690千円（2025年12月期：133,940千円、2026年12月期：6,750千円）の充当を予定しています。

広告宣伝費

顧客獲得に向けたリスティング広告、展示会への出展といった直接的なリード獲得施策に加え、当社事業やサービスの認知向上など、リーガルテック領域で第一想起となる企業になるような知名度を上げる施策を実施する方針です。これらによりオーガニックな売上の成長が期待でき、418,563千円（2025年12月期：232,721千円、2026年12月期：185,842千円）の充当を予定しています。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

2024年12月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	335,100	264,729,000	東京都千代田区麹町六丁目1番地1 株式会社あおぞら銀行 64,300株 東京都港区 竹井 佑介 53,700株 東京都港区芝浦四丁目7番5号 株式会社Bambitious 51,400株 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング デロイトトーマツファイナンシャルア ドバイザリー合同会社 42,700株 東京都目黒区上目黒一丁目26番1号ア トラスタワー4207 合同会社マイアセット 34,400株 東京都千代田区神田小川町一丁目3番 1号NBF小川町ビルディング6階 鳥飼ファンド有限責任事業組合 32,300株 東京都文京区 鄭 炳吾 19,300株 東京都港区南青山一丁目24番3号 WeWork乃木坂 株式会社kubell 12,900株 大阪市東成区 藤江 大輔 10,000株 東京都品川区 加藤 哲哉 8,000株 大阪市中央区 藤江 依織 3,000株 東京都目黒区 小泉 由美子 3,000株 東京都新宿区 山本 俊 100株
計(総売出株式)	-	335,100	264,729,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(790円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

2024年12月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	335,100	214,464,000	東京都千代田区麹町六丁目1番地1 株式会社あおぞら銀行 64,300株 東京都港区 竹井 佑介 53,700株 東京都港区芝浦四丁目7番5号 株式会社Bambitious 51,400株 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 42,700株 東京都目黒区上目黒一丁目26番1号ア トラスタワー4207 合同会社マイアセット 34,400株 東京都千代田区神田小川町一丁目3番 1号NBF小川町ビルディング6階 鳥飼ファンド有限責任事業組合 32,300株 東京都文京区 鄭 炳吾 19,300株 東京都港区南青山一丁目24番3号 WeWork乃木坂 株式会社kubell 12,900株 大阪府大阪市東成区 藤江 大輔 10,000株 東京都品川区 加藤 哲哉 8,000株 大阪府大阪市中央区 藤江 依織 3,000株 東京都目黒区 小泉 由美子 3,000株 東京都新宿区 山本 俊 100株
計(総売出株式)	-	335,100	214,464,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(590円～690円)の平均価格(640円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称	
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	
普通株式	ブックビルディング方式	170,200	134,458,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社170,200株
計(総売出株式)	-	170,200	134,458,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2024年11月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式170,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(790円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称	
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	
普通株式	ブックビルディング方式	170,200	108,928,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社170,200株
計(総売出株式)	-	170,200	108,928,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2024年11月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式170,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(590円～690円)の平均価格(640円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である山本 俊(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024年11月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式170,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式170,200 株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	2025年1月27日(月)

(注)1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2024年12月6日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2024年12月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

主幹事会社は、2024年12月26日から2025年1月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社が、上記シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、貸株人から借入れている株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社は、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引によって取得し、貸株人から借入れている株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、主幹事会社はグリーンシュエーションを行使することにより当社普通株式を取得し、さらに不足が生じる場合には、その不足分について本件第三者割当増資に係る割当に応じることにより当社普通株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である山本 俊(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024年11月21日及び2024年12月6日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式170,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式170,200株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき501.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	2025年1月27日(月)

(注) 割当価格は、2024年12月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

主幹事会社は、2024年12月26日から2025年1月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社が、上記シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、貸株人から借入れている株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社は、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(注) 1. の全文及び 2. の番号削除

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

(略)

本信託（第1回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	山本 俊
受託者	星野 快
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至りません。）
信託契約日	2018年6月15日
新株予約権数	150,000個
信託期間満了日	2021年12月1日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第1回新株予約権の引受、払込により現時点で第1回新株予約権150,000個が信託の目的となっております。
受益者適格要件	受益候補者とは、2021年12月1日時点において、以下のすべての条件に該当する者といえます。 (1) 発行会社の取締役若しくは従業員（契約社員については正社員と同水準の就労を行う者に限るとし、アルバイトを除くものとする。以下同じ。）、その時点までにこれらに該当したことがある者（死亡した場合を除く。）、又は外部協力者（発行会社の業績及び企業価値向上に大きく貢献した、発行会社又は弁護士法人GVA法律事務所との間で委任、請負等の継続的な契約関係（1年以上継続している場合に限る。）にある者。） (2) 委託者、受託者及びその親族ではないこと。 (3) 反社会的勢力に属していないこと。

(注) 1 本信託（第1回新株予約権）については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員及び従業員並びに外部協力者に対して以下のとおり分配いたしました。なお、当社の役員及び当社の従業員に分配した67,000個は放棄により消却しております。

当社の役員：39,000個

当社の従業員：28,000個

当社の外部協力者：13,000個

(略)

(訂正後)

(略)

本信託（第1回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	山本 俊
受託者	星野 快
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至りません。）
信託契約日	2018年6月15日
新株予約権数	150,000個
信託期間満了日	2021年12月1日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第1回新株予約権の引受、払込により現時点で第1回新株予約権150,000個が信託の目的となっております。
受益者適格要件	<p>受益候補者とは、2021年12月1日時点において、以下のすべての条件に該当する者といえます。</p> <p>(1) 発行会社の取締役若しくは従業員（契約社員については正社員と同水準の就労を行う者に限るとし、アルバイトを除くものとする。以下同じ。）、その時点までにこれらに該当したことがある者（死亡した場合を除く。）、又は外部協力者（発行会社の業績及び企業価値向上に大きく貢献した、発行会社又は弁護士法人GVA法律事務所との間で委任、請負等の継続的な契約関係（1年以上継続している場合に限る。）にある者。）</p> <p>(2) 委託者、受託者及びその親族ではないこと。</p> <p>(3) 反社会的勢力に属していないこと。</p>

(注) 1 本信託（第1回新株予約権）については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員及び従業員並びに外部協力者に対して以下のとおり分配いたしました。なお、当社の役員及び従業員並びに外部協力者に分配した70,000個は放棄により消却しております。

当社の役員：39,000個

当社の従業員：28,000個

当社の外部協力者：13,000個

(略)

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2) 【役員の状況】

役員一覧

(訂正前)

(略)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)	菅原 貴与志	1960年3月18日生	1991年4月 全日本空輸株式会社 入社 1996年3月 弁護士登録(東京弁護士会) 1996年3月 小林総合法律事務所 入所(現職) 2001年4月 慶應義塾大学総合政策学部講師 就任 2004年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 就任 2010年4月 ANAホールディングス株式会社 上席執行役員・法務部長 就任 2020年8月 株式会社ケイブ 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2021年3月 湧永製薬株式会社 社外監査役 就任(現任) 2022年4月 慶應義塾大学法学部・SFC研究所特任教授 就任(現任) 2022年4月 多摩大学大学院客員教授 就任 2023年4月 日本大学特任教授 就任(現任) 2024年3月 当社 社外取締役就任(現任) 2024年6月 高岡法科大学客員教授 就任(現任)	(注)3	-
監査役 (社外)	酒井 貴徳	1984年10月16日	2011年1月 西村あさひ法律事務所 入所 2018年9月 Debevoise & Plimpton LLP 出向 2019年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2019年9月 株式会社Holmes(現ContractS株式会社)入社 2022年1月 法律事務所LEACT 代表弁護士就任(現任) 2022年10月 株式会社デジタルアスリート 社外監査役就任(現任) 2023年3月 合同会社LEACT 設立 代表社員就任(現任) 2024年3月 当社 社外監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役 (社外)	磯村 奈穂	1986年1月8日生	2008年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2017年12月 磯村奈穂公認会計士事務所 設立 2017年12月 株式会社サイバー・バズ 常勤監査役 就任 2020年4月 WEspoir合同会社設立 代表就任(現任) 2022年12月 株式会社サイバー・バズ 取締役(監査等委員) 就任(現任) 2023年3月 アディッシュ株式会社監査役 就任(現任) 2024年3月 当社 社外監査役就任(現任)	(注)4	-

(訂正後)

(略)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)	菅原 貴与志	1960年3月18日生	1991年4月 全日本空輸株式会社 入社 1996年3月 弁護士登録(東京弁護士会) 1996年3月 小林綜合法律事務所 入所(現職) 2001年4月 慶應義塾大学総合政策学部講師 就任 2004年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 就任 2010年4月 ANAホールディングス株式会社 上席執行役員・法務部長 就任 2020年8月 株式会社ケイブ 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2021年3月 湧永製菓株式会社 社外監査役 就任(現任) 2022年4月 慶應義塾大学法学部・SFC研究所特任教授 就任(現任) 2022年4月 多摩大学大学院客員教授 就任 2023年4月 日本大学特任教授 就任(現任) 2024年4月 当社 社外取締役就任(現任) 2024年6月 高岡法科大学客員教授 就任(現任)	(注)3	-
監査役 (社外)	酒井 貴徳	1984年10月16日	2011年1月 西村あさひ法律事務所 入所 2018年9月 Debevoise & Plimpton LLP 出向 2019年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2019年9月 株式会社Holmes(現ContractS株式会社)入社 2022年1月 法律事務所LEACT 代表弁護士就任(現任) 2022年10月 株式会社デジタルアスリート 社外監査役就任(現任) 2022年10月 合同会社LEACT 設立 代表社員就任(現任) 2023年3月 当社 社外監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役 (社外)	磯村 奈穂	1986年1月8日生	2008年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2017年12月 磯村奈穂公認会計士事務所 設立 2017年12月 株式会社サイバー・バズ 常勤監査役 就任 2020年4月 WEspoir合同会社設立 代表就任(現任) 2022年12月 株式会社サイバー・バズ 取締役(監査等委員) 就任(現任) 2023年3月 アディッシュ株式会社監査役 就任(現任) 2024年4月 当社 社外監査役就任(現任)	(注)4	-

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

(略)

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2023年12月31日であります。

(略)

3. 無償発行であります。同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

(略)

(訂正後)

(略)

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2023年12月31日であります。

(略)

3. 無償発行であります。同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間経過する日)まで所有する等の確約を行っています。また、同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の使用を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

(略)